

雇用保険関係の届出・申請を行う事業主の皆様へ

電子申請のご利用をお勧めしています。

24時間
いつでも
申請可能!!

マイナンバー記載の書類を持ち運ばず、オンラインで申請するため安全!!

※1
★ **主要3手続の電子申請利用率が52%を超えました!**

※1 雇用保険の主要3手続 資格取得届・資格喪失届・高年齢雇用継続給付

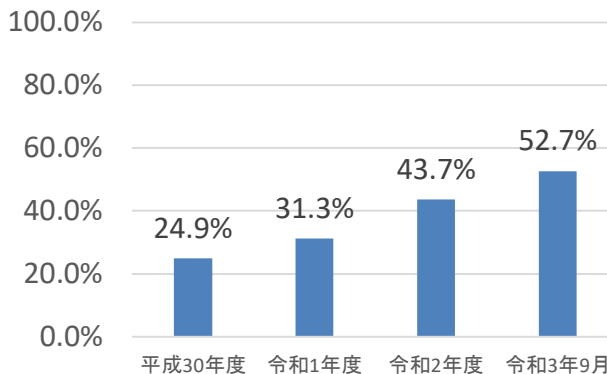
雇用保険適用関係や雇用継続給付の届出・申請について、既に多くの方に**電子申請**をご利用いただいています。

来所・郵送による届出・申請をされている事業主の皆様は、是非、**電子申請**の利用をご検討ください。

また、**マイナンバー**※2を記載した届出用紙を持ち運ぶ必要がないため、**マイナンバー**の運用管理など安全管理措置の負担が軽減されます。

※2 平成30年5月以降、マイナンバーが必要な届出にマイナンバーの記載・添付がない場合は、不備がある届出書類として返却することとしておりますので、記載漏れがないようお願いします。

主要3手続の電子申請率の推移



「電子申請」が便利です、是非ご利用ください。

◇ **電子申請なら、24時間、365日いつでも申請可能!**

そのうえ、窓口での提出のような待ち時間がありません。(ただし、返戻には時間をいただくことがあります。特に年度当初の繁忙期には「資格喪失届(離職票あり)」を優先して返戻するため、その他の届出等の返戻には時間がかかることがあります。)

◇ **個人情報の持ち運びが不要!** 個人情報保護の観点から安全性が高まります。

◇ **時間とコストをかけずに申請できます!**

ハローワークに来所いただく手間も、書類を郵送する費用もかかりません。

電子申請は



イーガブで!!

<e-Govについて> e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省をはじめ、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。

▶ e-Govの操作方法等については、「e-Gov利用者サポートデスク」へお問い合わせください。

電話番号: 050-3786-2225

e-Gov ポータル> お問い合わせ: <https://www.e-gov.go.jp/contact>

<参考>

- ・ e-Gov電子申請 <https://shinsei.e-gov.go.jp/>
- ・ 電子申請利用マニュアル <http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/>

※電子申請を行うには「電子署名」が必要となります。令和2年4月から一部の申請について、無料で取得できるG Biz IDによる申請も可能になりました。詳しくは、<https://g-biz.go.jp>をご参照ください。